

●香川県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年10月18日から同年11月8日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 瀬居坂出港線（192号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市築港町1丁目306番 1地先から	前	9.6~31.6	98	道路整備工事による現道 拡幅
坂出市築港町2丁目310番 63地先まで	後	17.6~40.7	98	

- 4 供用開始の期日 平成28年10月18日